

## 各教員組合との意見交換における主な意見について

- フォローアップ会議の開催に先立ち、現場の教員の意見を聞くことを目的として、以下のとおり、各教員組合との意見交換を実施した。

- ・平成 30 年 1 月 18 日（木）午後 3 時 30 分～ 愛知県高等学校教職員組合
- ・平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 3 時 30 分～ 愛知県教員組合
- ・平成 30 年 1 月 23 日（火）午後 3 時 30 分～ 愛知公立高等学校教職員組合
- ・平成 30 年 1 月 24 日（水）午後 3 時 30 分～ がっこうコミュニティユニオン・あいち
- ・平成 30 年 1 月 25 日（木）午後 1 時～ 教育合同労組・愛知、尾東学校労働者組合
- ・平成 30 年 1 月 26 日（金）午後 3 時 30 分～ 愛知県教職員労働組合協議会

- 意見交換の場では出された主な意見については、以下のとおりである。

## 【在校時間管理の適正化について】

- 岡崎市に情報公開請求を行い入手した資料で、在校時間記録と教員の特殊業務勤務手当の時間数を照合すると、特殊業務勤務手当の時間数の方が長い実態があった。管理職から、教員に在校時間を正確に報告させないような締め付けが、依然として現場に残っていることが疑われる。
- このままの状況で、80 時間超の教員が 0 を目指すことになると、在校時間記録が 70 時間から 80 時間までの教員が激増するのではないかと調査の客観性が極めて疑わしい。在校時間記録の個票も、EXCEL での入力の手間なので、コピペで作成している教員が多いのが実態である。また、高校で定時制のある学校では、在校時間の管理があいまいになりがちである。
- 在校時間管理を自己申告ではなく、IC カード等で行うようになった場合、ともすると管理職から促され、うその申告をするようにならないか。ましてや、人事評価にそういったことが含まれるようになれば、管理職による管理強化につながることも危惧される。現場では、とにかく早く帰れとか、早く帰れないのは仕事ができないからだという言い方をされるというような話も聞く。
- 11 月に実施された在校時間調査でも、80 時間越えの教員には理由を書かせるため、暗に超えたら理由まで書かないといけないという心理から過小評価になっている。時短競争になっては、本来の趣旨から離れてしまう。
- 在校時間記録を正確に記載させないような行為を行った管理職には、虚偽申告を行わせた安全配慮義務違反で、県教育委員会が処分するべきである。罰則規定がなければ、現場はやりたい放題になる。

- 校長は、昨年2月に文部科学省から出されている「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の内容を理解していないのが実態である。管理職として、内容を把握しておくべきである。
- 客観的な数値データに基づき、その原因を明確にして対策を講じることをしない限り、状況は改善しない。
- 客観的なデータの把握のため、タイムレコーダーなどを導入する場合には、名古屋市内の県立学校や職業科は職員室が狭いので、生徒会室など他の部屋からも入力できるようにしてほしい。
- タイムカードを導入しても多忙化の解消にはつながらない。おそらくカードチェック後にも残っている教員はいる。ICカードが導入された場合、ICカードのチェック後、1時間後に校内で転んでけがをしたら公務災害にならないことなどを例示し、厳密な運用を徹底すべきである。
- 在校時間調査も、休憩時間が取れていない実態があるにもかかわらず、出校時間から退校時間から、休憩時間を含めた8時間30分を引いて算出している。7時間45分を引かないと実態とは合わない。

#### 【従事時間に着目した業務の削減について】

- これまでも、学校単位で様々な業務改善の取組がなされていると聞いているが、結果的に在校時間の削減が進んでいないということは、そうした取組には効果がないということではないか。
- 行事の精選はこれまでも取り組んできたが、これ以上は無理ではないかという声を現場からよく聞く。
- 連合総研の2016年の調査「日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する研究委員会」報告書にも、これまでの業務改善中心の多忙化対策には大きな成果が見られていないことを踏まえ、「業務間の仕組みに着目した対策」が少ないことが指摘されており、「改善」から「削減」へという大胆な切り込みが求められる、とされている。
- 「基本は授業のみ」という考え方に立つことが必要である。それ以外の仕事については、勤務時間内で業務を終わらせるためには、具体的にどの業務にどのくらいの時間がかかるのかをきちんと把握して、勤務時間内でやれる仕事かやれない仕事かを見極めて、できないのであれば削減していくしかない。
- 業務の削減に当たっては、教育的意義の議論とは切り離す必要がある。時間をかければそれなりの教育効果はあるだろうが、時間を削減していくために、業務を精選していくのであれば、その議論をしては精選できない。

- 教員が増やせないなら、教員の業務の線引きをする必要がある。教育委員会が先導して、学校の業務とはこういうものであるという考え方を示すべきである。その作業は、校長にもできない。
- 各学校で授業時間の確保が徹底されている一方で、テストの採点時間が確保されていなかったり、保護者会が授業と授業の間に実施されるなどの実態もあるので、この時間も確保してほしい。

#### 【具体的な業務の削減について】

- 校長会が主催しているような〇〇研究会の關係の業務も本当に必要でやっているのか。参加は任意と言いながら実態はほぼ全ての教員が加入している。その業務は任意であるということならば、学校で行うべきではない。
- 教育振興会や主任者会等、任意団体の業務を勤務時間内に行うことを中止することはできないのか。そういったことが教員の多忙化を招いている。また、様々な方面から作品募集等が学校に届いて、多忙化を招いていることは実態としてある。
- 出張数・対象者数の縮減、各種研究指定校の縮減、周年行事の原則的廃止といった取組ができないか。
- 多くの研究授業は見せるための授業となる。本当に力がつくのは、他の先生の普段の授業を見て勉強することである。
- 意義のある研修ということで残したらいつまでも減らない。研修の中身も濃くなっているので、その分日数を減らすべきである。
- 例えば、初任者研修の一環として、最後20分間の発表用のパワーポイントを作成させている。また、資質向上のために、教育論文を強制的に書かせているような実態もある。過度な負担は避けるように県が示すべきである。
- 地域のイベントへの参加要請もあるが、それに対応しなければならないのか。部活動はやりたい教員がボランティアとしてやればよく、学校の教育活動から切り離していくべきではないのか。
- 通知表の作成義務は法的にはないのに、毎学期作成し、所見を記載する必要があるのか。成績処理の時期は、通常の勤務時間内で業務を終わらせるのは絶対に無理である。その時期には、生徒は自習にして時間を作るような工夫もできるのではないか。
- 学校評価に係る書類の作成業務の負担も重い。
- 職員会議の時間が長いことへの対策も必要である。しっかりと時間を区切って行うべきである。

- 高等学校における多忙化の主な原因は部活動と補習である。部活動の改善は少し進んでいるが、同じ時間帯に実施する活動なのでセットで進めてほしい。補習についても教育委員会の歯止めが必要である。
- 県立高校での週休日を中心とした勤務時間外における補習、模試、検定の負担軽減とそのための実態調査を実施できないか。例えば、「補習、土曜解放のガイドライン（上限）の設定」、「模試の監督業務から教員の除外（除施設管理者）」、「模試及び検定の校外実施の拡充」、「検定業務（監督・採点）の見直し」といったことを検討できないか。
- 県立学校では総務事務システムの導入により事務職員が減っているが、私費会計（学年会計、学年積立金会計等）を中心とした会計処理の事務の一部を先生が担っている。事務と教員とで歩み寄りにはできないか検討してほしい。

#### 【取組のスピード感について】

- 県立学校の今年度の上半期の在校時間の実績は、80時間越えの人数は微増、トータルの時間は微減という状況である。プランが作成されているのに、成果が出ていないのはおかしい。まず反省から入るべきである。
- 多忙化解消について、愛知県の取り組みは早かったが、この1年は足踏みしているように見える。県には動きを止めず、動き続けてほしい。教員はどこかで枠をはめないと、自分たちでは制限しにくい。
- 取組のスピード感が求められる。フォローアップ会議は、年3回の在校時間調査結果の確認ができるタイミングで、年3回にすべきである。
- 県の「部活動指導ガイドライン」については、国のガイドラインを待つと、県では再来年度のスタートになってしまうので、国を待つ必要はない。

#### 【現場の業務の実態について】

- 部活動の休養日や活動時間については、自分の地域の小中学校では、今回のプランの暫定的な基準の呼びかけの効果はある程度出ていると感じている。しかし、教員の最終退校時刻は、10時、11時が当たり前で、時には午前様となっているような実態である。
- 小学校では、通常授業だけでもアップアップになっているのに、道徳教育、英語教育、プログラミング教育など新学習指導要領に対応するための準備で、大変な状況である。
- 若い先生の教材研究などの時間が長いことについて、ベテラン教員が授業などについて若い先生にアドバイスをすることも、実態としては、若い先生が勤務時間中には相談する時間がない。

- 高校では、自分の周りでも部活動が減ったというような実感を持っている教員は少ない。文化部でも、吹奏楽部では生徒のレベルが上がっていて、もっと練習をやりたいという生徒の気持ちに答えていくことが大変である。
- 高校では若い先生がICTを活用した授業の実践を行おうとしても、ICT環境が整っていないため、そのための準備の時間も大変である。
- 特別支援学校においては、重複認定の割合が低く、認定されないとその分を教員が負担しているので、改善してほしい。また、特別支援学校は若い教員が多く、妊娠・出産・育児が多い。育短や時短の制度としての部分休業はあるが、周囲への遠慮から取れていない。

#### 【管理職も含めた現場の意識について】

- 「教員の多忙化プラン」について、学校によっては配布もしていないし、説明もないところがあるようだ。部活動についても土日の休みに努力している教員もいる
- 「多忙化解消プラン」が出されたが、現場の管理職に十分理解がない。市町教委の具体的な動きもあまり感じられない。具体的に進める効果的な方法を示してほしい。
- 熱心な先生がいい先生であるという空気が現場には多分にあるが、過労が原因で倒れられたり、辞められたりしたら、その方が現場にとって大きな損失である。そういう自覚を現場の教員が持つことが大切である。
- 管理職がどのように業務を削減していくのかについて考えるような意識改革が必要である。
- 学年単位で動くことが多いので、チームワークが求められる中、自分だけが帰れないような文化がある。

#### 【地域や保護者への周知について】

- 地域の理解という言葉が出てくるが、教員の勤務時間は法で定められている。例えば、開錠時間と朝練は成立し得ない。地域の理解を得られればというスタンスではなく、地域には法に則った勤務を理解させるという発想でなくてはいけない。
- 埼玉県では来年度休校日について保護者にも通知するとのこと。愛知県はプランには書いてあるが、やっていない。ウェブページは意思のある人しか見ない。新聞に1面広告を出す、せめて「広報あいち」に1段でもできないのか。
- 保護者の意識も変えなければならない。保護者への説明とはいっても全保護者に印刷して配布する必要はなく、通知文に「PTA 総会等で説明すべきこと」等の文言を入れておけばよい。

### 【現場が必要とする人員等の確保について】

- スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフの配置には配慮してもらっているが、県単独で、定数増に向けた努力をしてほしい。
- 校務主任が、実態として用務員の仕事をを行っている。校務主任が授業を持てるようにしないと、一般教員の授業のコマ数も増える。市で雇用している用務員も半日勤務の女性パートの方も多く、営繕作業をしてもらえるような方の採用が難しいのが実態である。現場では、授業のできる教員を必要としている。
- 音楽や美術の教員も少ない。通常の規模の中学校で、全学年の授業を1人でみているような学校もある。
- 引率もできる「部活動指導員」の設置を進めてほしい。
- 保護者からのクレーム対応にしても、弁護士など外部の人からの支援により、教員が抱え込まなくてもいいようにしていくべきである。常識としてトラブルがあった場合に、第三者が間に入った方がうまくいく場合が多いのではないのか。
- 非常勤講師の活用については、その方々が安心して働けるような環境の整備が必要である。弱い立場の人にしわ寄せがいかないようにするべきである。
- 教員免許更新制度の導入によって、免許が失効している人が増えている。人手不足が進んでいく中で、講師の確保が難しくなっていくことへの対策が必要である。

### 【部活動指導について】

- 朝練については、高校では遠方からの通学者もいることにも配慮が必要である。全面禁止までは求めないが、ガイドラインに条件など示すべきである。
- 公式戦が祝日に開催されると、振替が選択できない。教育委員会として、削減に向けたメッセージを出していくべきではないか。
- 土日の練習については試合前でもどうかと思う。部活動が教育活動の一環ならば、知・徳・体のバランスを考えるべきであり、生徒の健康上の理由からも自主練が長時間練習の抜け道になっている現状はよくない。生徒の下校時間、学校施設時間の厳密な設定をすべきである。
- 部活動指導ガイドラインの策定に向けた県教委のワーキンググループにも、県庁外の部活動のあり方に関して専門的に研究している複数の立場の研究者に参画してもらうべきである。
- 県のガイドラインは、国の基準を下回るようなことにはならないか心配している。一番大切なことは、勤務時間外にわたる部活動の顧問を強制しないことである。
- 部活動の大会の見直しには踏み込めないのか。競技団体との調整を進めていくべきではないか。中体連主催の大会はそれほど多くはない。

### 【その他、具体的な取組の提案等】

- 割振変更簿の整備について、あれもこれもと申し出があることを危惧している校長もいるようであるが、そうした不安が払しょくできるようなサンプルは出せないのか。そういったフォローもしてほしい。
- 給特法の改正については、教職の勤務の特殊性を十分に考慮するよう、国に要望を行ってほしい。
- 安全衛生委員会では各学校で多忙化解消の取組が出てくる。学校でもやれることからやっていくことが必要なので、何らかの方法でそうした取組についても周知するようにしてほしい。
- 免許更新制は廃止してほしい。また、10年研修の実態として、多くの教員が同時に学校を抜けなければならない、学校運営に支障をきたしている実態がある。Eラーニングの活用等、校内で実施するような発想は持てないか。
- 給食費の徴収については、一人職場の事務職員に全てを任せるというのも問題がある。
- 新たな教育課題への対応に向けての研修についても、教員としては、一方的な決められた研修に参加することには疑問はある。先生方が受けてみたいと思える魅力ある研修が求められる。
- 定時退校日は定期考査中であるとか、忘年会、歓送迎会の日などうまくやれる日に設定されている。割り振り変更もテスト中になっている。管理職による指導では不足であり、定時退校日はテスト中を除くなどに指示が必要である。
- 静岡県では来年度全校に留守電を導入する。静岡で効果があるなら愛知でも効果があるはずである。

愛知県教員組合 「教員の多忙化解消プラン」に係る意見交換会資料

3 多忙化解消にむけて、各市町村・学校においてこれまでに実施されてきている取り組み

① 成績処理について	校務支援システムを活用した成績処理や通知表印刷など	80.0%
	所見の分量や作成回数精選	26.2%
	成績処理のための時間の確保（短縮日課、成績処理期間の設定など）	25.8%
	特に実施されていない	9.4%
② 行事について	実施時期の見直しや内容の精選	51.7%
	準備や練習時間の見直し・精選	41.8%
	準備などにおけるPTAや地域ボランティアとの連携	18.7%
	行事の統合・精選	15.9%
	特に実施されていない	22.5%
③ 校務分掌について	次年度への引き継ぎのためにデータを共有化する	70.2%
	事務職員との協力（就学援助・給食会計・学年会計など）	38.1%
	1つの校務分掌を複数人で担当する	36.9%
	前年度の担当者を1人は残すことで運営をスムーズにする	27.5%
	特に実施されていない	8.2%
④ 会議について	企画委員会・運営委員会などでの事前検討	48.6%
	資料の事前配付による会議の効率化	46.1%
	会議の回数の削減・内容の精選	39.7%
	朝や帰りの打ち合わせの短縮・廃止 （校務支援システムによる連絡事項の確認など）	29.6%
	会議の開始時刻を早める（短縮日課、部活動を行わないなど）	26.5%
	終了時刻の明確化	23.3%
	特に実施されていない	7.6%

1 ゆとりをもって子どもたちとふれあう時間を確保できていると感じている割合

	2017
ア とても感じている	2.2%
イ やや感じている	15.4%
ウ あまり感じていない	57.3%
エ まったく感じていない	25.1%
	<b>82.4%</b>

多くの教員が、ゆとりをもって子どもたちとふれあう時間を確保できていない実態が明らか!!

「2017年度 愛教組職場点検活動調査【個人調査】」より

2 日々多忙であると感じている割合

	2015	2016	2017
ア とても感じている	67.0%	67.7%	68.3%
イ やや感じている	30.0%	29.6%	28.7%
ウ あまり感じていない	2.6%	2.3%	2.5%
エ まったく感じていない	0.4%	0.4%	0.5%
	<b>97.0%</b>	<b>97.3%</b>	<b>97.0%</b>

「教員の多忙化解消プラン」が策定された本年度においても、ほとんど変わっていない!!

「2017年度 愛教組職場点検活動調査【個人調査】」より

「2017年度 愛教組職場点検活動調査【分会調査】」より

#### 4 多忙解消にむけて、今後必要と思うこと

校内における職務内容のさらなる精選	72.0%
校務支援システムの整備・改善	58.0%
教育委員会が実施する調査、研修、研究指定校などの精選	56.4%
学校給食費の徴収や管理業務などは教育委員会が実施	40.7%

#### その他 多忙解消にむけて、今後必要と思うこと（自由記述）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員定数の改善</li> <li>・ 少人数学級の推進</li> <li>・ 小学校専科教員の拡充</li> <li>・ 通知表や指導要録をはじめとする諸帳簿とリンクできるように校務支援システムの整備</li> <li>・ 作文、ポスターなどの各種作品募集、コンクールの精選</li> <li>・ アンケート等のICT化</li> <li>・ 出張、研修の精選・削減、レポートや報告書の簡素化</li> <li>・ 教員免許更新制の廃止</li> <li>・ 教員の業務を補助・支援するための専門スタッフの配置</li> <li>・ 行事の練習期間の短縮、効率化をはかりながらも子どもにとって大切なことは残し、より充実させていくための検討</li> <li>・ 校務分掌が若手教員だけに偏らないような配慮</li> <li>・ 学校全体で分掌の進捗状況を確認する時間を確保し、職員全体での協力体制の構築</li> <li>・ 特別の教科道徳の評価も含め、外国語活動、総合的な学習の時間の成績処理や所見の軽減・簡素化</li> </ul>	など
--	----

#### 「2017年度 愛教組職場地点検活動調査【個人調査】」より

#### 5 「教員の多忙解消プラン」取組の柱（4）「業務改善と環境整備に向けた取組」に対する愛教組としての意見

取組実践検証校における教員の業務の精査、成果の普及啓発

- ・ 取組実践検証校における成果とともに、文科省の「学校における働き方改革に関する緊急対策」もふまえ、学校現場において真に必要なとされる方策の検討をすすめること

教育委員会が実施する会議、調査、研修、研究指定校等の精選

- ・ 取組実践検証校の成果だけでなく、学校現場の声ももとして、県が実施する会議や調査、研修を早急に見直すこと
- ・ 法定研修については、教員が子どもたちとふれあう時間を確保するため、受講者や学校現場の負担軽減、「教員は現場で育つ」といった観点から、受講年度の弾力化だけでなく、中堅教諭等資質向上研修と教員免許更新講習と重複する研修内容の精選や、「教員の多忙解消プラン」で示された集合研修の精選などを早急にすすめること

学校給食費の徴収・管理業務の改善

- ・ 実施されている市町村の具体例を示すなど、教員の本来的な業務に専念できるよう、市町村教委に対して強気に働きかけること

校務支援システムの活用

- ・ 成績処理や諸帳簿などの情報を統合して処理することができるシステムの導入をすすめるとともに、県費補助制度を確立すること

専門スタッフ等の配置の拡充

- ・ いじめ・不登校、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、学校現場で山積する教育課題の解消のため、スクールカウンセラーの配置拡大やスクールソーシャルワーカーの配置をはかること
- ・ 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保するという観点から、定数外で教員の事務作業などを補助する専門スタッフの配置を検討すること

教職員定数の改善

- ・ 子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育をすすめ、子どもたちとふれあう時間を確保するため、少人数学級の拡充とともに、国による教職員定数改善だけでなく、県独自措置の予算の拡充をはかること

## 「教員の多忙化解消プラン」に対する意見

愛知県高等学校教職員組合

- 給特法の改正を国へ要望
- 定数増と持ち時間数の縮減
- 実効性ある超勤管理
- 入力場所の拡充などアイシステムの改善
- 有料道路、駐車場使用の本人希望を踏まえた対応とそのための十分な旅費予算の確保
- 私費会計（学年会計、学年積立金会計等）を中心とした会計処理の事務への移管
- 公簿、各種書類の統合・廃止
- 部活動の負担軽減（含特別支援学校）
  - ・引率もできる「部活動指導員」の設置
  - ・「週1日（土日いずれかは必須）の休養日」についての徹底及び休養日の拡充
  - ・平日および週休日の練習時間の上限
  - ・朝練の原則廃止
  - ・大会数の削減（含競技会）
  - ・公式戦の祝日開催の削減
- 初任研、10年研等官製研修の縮減
  - ・校外（宿泊を含む）校内の日程及び報告書の縮減・簡素化
- その他
  - ・出張数・対象者数の縮減、各種研究指定校の縮減、周年行事の原則的廃止

### <高等学校関連>

- 週休日を中心とした勤務時間外における補習、模試、検定の負担軽減とそのための実態調査の実施
  - ・補習・土曜開放のガイドライン（上限）の設定
  - ・模試の監督業務からの教員の除外（除施設管理者）
  - ・模試及び検定の校外実施の拡充
  - ・検定業務（監督・採点）の見直し
- 超勤を前提とした行事日程の改善
  - ・採点及び成績処理の時間確保、保護者会等の時間確保

### <特別支援学校関連>

- 過大過密の解消と実態にあった重複認定
- 宿日直勤務における勤務実態に応じた割振り変更の実施による負担軽減

2018年1月23日

愛知県教育委員会  
事務局教育企画課長殿

愛知公立高等学校教職員組合  
執行委員長 伴 孝治

## 「教員の多忙化解消プラン」に係る意見

### I 在校時間

1. 各校の開錠時刻は勤務時間の始期より1時間以内とし、施錠時刻は勤務時間の終期より1時間以内とする基準が必要である。また、定めた基準について実施状況の調査と指導が必要である。
2. 週休日及び勤務時間の割振りを変更した場合には、管理職が個々の職員について変更簿と実態が一致していることを確認する必要がある。
3. 夏季休業期間中に閉校日を設定し、いかなる教育活動も行わない期間とする必要がある。
4. 電話対応については、以下の整備が必要である。
  - ① 番号非通知の電話は受け付けない。
  - ② 応答前に相手方に録音機能が付加されていることを案内する。
  - ③ 正規の勤務時間外については、勤務時間内のかけ直しを促す、自動応答メッセージによる対応とする。

### II 部活動

1. 正規に割り振られた勤務時間の枠外での活動を制限すべきである。
2. 休養日の設定とその実態について、調査と指導が必要である。
3. 高体連、高文連以外の団体（協会）が主催する競技会、行事への参加を制限する必要がある。
4. 教員表彰においては、部活動指導を選考理由から排除すべきである。

### III 研修等

1. 初任者研修、経年経過研修の内容を精選し、日数と時間についても縮減を図る必要がある。
2. 1の研修と教員免許更新講習が重複する場合には1の研修の一部を免除する必要がある。

### IV その他

1. 「教員の多忙化解消プラン」とその実現に向けたとりくみについて、大規模なキャンペーンを展開する必要がある。
2. 給特法の廃止を国に働きかける必要がある。

# 愛教労 教員の多忙化解消フォローアップ会議への意見書

2018年1月12日  
愛知県教職員労働組合協議会

## 序

---

- 1) 「教員の多忙化解消プラン」発表から10か月が経過した。しかし、市町村教委・小中学校とも、多忙解消の具体策を打ち出したところは少数に留まっている。
- 2) 多忙化解消の必要性は認知されたが、具体化が短期的・長期的ともに進んでいない。
- 3) 2018(平成30)年度からは小学校で道徳教科化が始まり、続く小学校英語教科化、中学校道徳教科化により、教員の業務は増加する。これらに対応するための研修など多忙化解消に逆行する動きもある。
- 4) 2017年12月26日、文科省は大臣決定という形で働き方改革に関する緊急対策を発表した。ここでは学校だけでなく行政の責任で、現在教員が担っている業務を適正に分担する方向が示された。
- 5) 県プランが指摘したとおり、教員の長時間過密労働は限界状態にあり、早急な改善が求められている。プランを発した県教委自身が、全県的な取り組みの実施を促すイニシアチブを示す必要がある。

## 提言1 県教委による行政指導の強化

---

県教委が「通知」等正規の行政文書により、市町村教委および校長に具体策実施を求めること

- 6) プランには、長時間労働是正・在校時間管理の適正化、学校マネジメント推進、部活動指導負担の軽減、業務改善と環境整備について具体的な方策が示されている。
- 7) プランはその性格から「県教委が問題点を整理し改善の方向性を示した文書」に過ぎない。
- 8) これらの具体策の実施について正規の行政文書を発し、未だ策を講じていない市町村教委と校長に実施を求めるべきである。
- 9) 校長宛に直接Eメールで発するルート等も利用し、多忙化解消の具体策実施を徹底する指導が必要である。

## 提言2 県教委が実施するとした策を具体化する

---

プラン中「県教育委員会は……行う」とした施策を直ちに実施するか、実施時期を明示すること

- 10) 県教委が多忙化解消の先頭に立ちイニシアチブを発揮するため、自らに課した次の取り組みを実行する。

### ①直ちに実施されるべき課題

《市町村教委へ呼びかけること、助言すること》

ア) 在校時間管理徹底、勤務時間の適正な割振

イ) ストレスチェックの実施状況把握

ウ) 平成30年度から業務改善計画の学校経営案への明記

エ) 学校マネジメント研修の実施

- ロ)市町村独自の部活動指導ガイドラインの策定
- カ)平成30年度から部活動運営方針の学校経営案への明記
- キ)部活指導実践例の収集と普及啓発
- ク)部活動外部指導者の人材確保および再任用教員の活用
- ケ)学校給食会計業務の市町村教委一括管理
- コ)校務支援システムの効果事例収集と普及啓発
- サ)教員表彰における部活動指導の取り扱い・観点の改善

《県教委が平成29年度から実施すること》

- シ)多忙化解消の全県的キャンペーン、リーフレットの作成
- ス)部活動指導に関する実態調査、ワーキンググループによる部活動指導ガイドラインの作成
- セ)業務改善の取組実践検証校の設置

## ②平成29年度中に検討される課題

- ソ)全県的な開錠施錠時刻の設定
- タ)夏季休業中の学校閉校日の設定
- チ)意識改革のための管理職の人事評価項目の改定
- ツ)会議、調査、研究指定校の廃止、簡素化もしくは負担軽減

## ③平成30年度まで、もしくは中長期的に実施される課題

- テ)教職調整額改定の国への要請
- ト)中小体連・競技団体・文化団体との協議
- ナ)特殊業務手当の制度変更の国への要請
- ニ)総合型地域スポーツクラブの育成
- ヌ)部活動運営の手法についての研究協議
- ネ)会議、調査、研究指定校の廃止、簡素化もしくは負担軽減について0ベースでの見直し
- ノ)教員業務補助員の市町村立小中学校への配置の支援
- ハ)地域コーディネーターの育成支援
- ヒ)教員定数改善についての国への要請

- 11) フォローアップ会議においては上記取組の進捗状況を明らかにし、遅れた課題について担当者・実施時期の目安等を決め公表する。
- 12) 月の超過労働80時間以上全校種ゼロという目標を実現するため、その手段としての各事例についても、個別に実現に向けての数値目標を設定し公表する。
- 13) フォローアップ会議は年1回開催ではなく、6月・11月・2月に実施される在校時間調査を受けて、その結果を検討するために、年3回実施する。

## **提言3 部活動ワーキンググループ会議を開かれたものにする**

ワーキンググループ会議を公開するとともに、県民・教員等関係者代表を入れた会議とすること

- 14) 現状の部活動指導業務を法令・学習指導要領に照らして検討する視点が重要であり、その際、**①**生徒の「全員加入」禁止、**②**教員の「全員顧問制」の廃止・顧問業務の自由選択制導入、**③**小学校部活の中止は不可欠である。
- 15) 県教委内部のみで検討された内容が、現状をある程度改善するものであったとしても、上記の問題に触れないまま「ガイドライン」として示された場合、当分の間その基準による時間外勤務が続くことになり、長時間労働が改善されないおそれがある。
- 16) ワーキンググループ会議は現在のところ2回しか開催されておらず、県教委内部の、数回の会議でどのような基準が設定されてしまうのか危惧される。

## 結

---

- 17) 「愛知県多忙化解消プラン」は、勤務時間外在校時間削減について数値目標を設定している点、各教委・学校・教員などそれぞれの課題と対策を具体的に示している点において先進的である。これが大凡実施されれば、教職員の長時間労働はかなり改善されると思われる。
- 18) 県独自の定数改善による全学年30人学級実現こそ本来求められる改革である。当面その実現の見通しが無い以上、市町村の教育行政・学校の責任で教員の長時間労働を改善することが求められている。しかし、機構としての教育行政・学校は通知・指示がなければ、独自に具体策を打ち出すことができない。
- 19) 県教委が自らに課した取組を率先垂範して進捗させることこそが、教育行政・学校を変えることにつながり、過労死レベルの長時間労働に苦しむ教職員の現状を改善することにつながる。
- 20) プランは、教員の多忙化の主たる要因として部活動指導業務を挙げている。とくに中学校でほとんどの生徒と教師が朝練習も含めた部活動に関わっていることから、中学校教員の長時間勤務実態は深刻である。
- 21) ごく一部ではあるが部活顧問業務をしなくなった教員は、在校時間が劇的に減り、時間外労働が過労死レベルに達することはなくなった。このことから、多忙化解消の最重要ポイントは部活動問題にあると言える。
- 22) 教育課程外の活動であり、教員の「自主的・自発的」業務であるとされながら、事実上やらざるを得ない業務となっている矛盾にメスを入れない限り、教員の多忙化解消は進まないと考えられる。
- 23) 部活動は中学校については学習指導要領でその位置づけが明記されている。部活動について議論する際、学習指導要領に基づいてその教育的意義や位置づけなどを明確にしたうえで、多忙化解消の視点から取り扱いを決めるべきである。
- 24) 大多数の県民・教育関係者が従来の学校部活動の意義を重視している現状において、教職員の働き方の面から部活動の形を大きく変えることは困難が伴う。また、莫大な予算措置が必要な改革となることは間違いない。
- 25) 県民・青少年の文化・スポーツ機会は、本来行政の責任において条件整備にあたり保障すべきものである。現在、教員がほぼ無償の労働に従事させられることによりそれを補っている。そこに大きな犠牲が生まれる構造になっている。
- 26) プランにある通り、県教委が県民・PTA・教育関係者に向けたキャンペーンを実施し、学校部活動の学習指導要領に沿った大幅改変と、競技性を重視した文化・スポーツ活動の学校からの切り離しの方向を打ち出すべきと考える。

以 上

2018.1.16

意見書

がっこうコミュニティユニオン・愛知  
執行委員長 鈴置一夫

教職員の時間外勤務の軽減については、以前から様々な提案がされている。実際効果はあったのだろうか？ないであろう。県当局に検証したかという問いに明確な回答はないし、勤務時間内で終了している学校はあるかという問いについても県当局からは一切回答はない。そもそも教職員の労働量は勤務時間ではこなせるものではない。現在問題になっている部活動については、今回一定の成果は上がっているかもしれない。

今の教職員の労働量密度は総合学習、観点別評価や要録・通知表等の詳細化、道徳の教科化、小学校での英語、プログラミング教育の導入で増加している。また増加していただ

けである。  
これでは労働時間を減少させることはなおさら困難を極める。教職員の定数が増やせるならばいい。県教委や市町村教委独自に教職員を雇用できればいいのだが。

時間外勤務の減少のためには、校長の勤務時間に対するマネジメント力を上げ、職員の勤務時間に対する意識を高める。教委は、教職員の業務を明確にし、給特法以外の時間外勤務はなしとする。

その他、思いついた事項を上げておく。

- 1 地域のとの関連内容は管理職で対応する。
- 2 部活動については、部活動手当等をなくし、外部委嘱（教員で希望する者は可）し手当を支給する。
- 3 校舎管理は教委や管理職の仕事であり、定時（たとえば 18 時）には学校を閉める。
- 4 授業（教育）だけに専念させる。
- 5 勤務時間終了後の電話連絡等は教育委員会で対応する。
- 6 クレーム対応等は教育委員会で担当する。
- 7 要録、通知表等を簡素化する。
- 8 道徳については専科を配置する。

以上

■ 県教委多忙化解消フォローアップ会議への意見書

2018. 1

尾東学校労働者組合

1. 超勤調査結果（「労働日数」は、当該年度調査対象月の労働日数）

【小学校】

	2013.11	2014.11	2015.11	2016.11	2017.6	2017.11
80～100	10.9%	6.8%	7.5%	8.7	16.3	6.8
100超	4.5	2.6	3.4	3.9	9.1	2.7
<b>80時間超</b>	<b>15.3</b>	<b>9.3</b>	<b>10.8</b>	<b>12.6</b>	<del>25.4</del>	<b>9.6</b>
労働日数	20日	18日	19日	20日	22日	20日

【中学校】

	2013.11	2014.11	2015.11	2016.11	2017.6	2017.11
80～100	19.2%	17.4%	18.0%	17.7%	20.4	15.9
100超	25.2	18.9	20.7	20.8	32.5	16.9
<b>80時間超</b>	<b>44.5</b>	<b>36.3</b>	<b>38.7</b>	<b>38.6</b>	<del>52.9</del>	<b>32.7</b>
労働日数	20日	18日	19日	20日	22日	20日

① 11月調査の結果は、「80時間超」の割合は、小中ともに減少したが――。

②問題

ア 正しく自己申告しているか？

（本年度は、2015.11 在校時間の状況調査時に添付した「**在校時間調査における留意点**」を添付していない。校長らが本当に理解しているか。）

イ 中学校についていえば、**16市町村**で、前年より悪化。文科省、県教委の意向は伝わっているのか疑問。

- ・ 2017. 3 県教委「多忙化解消プラン」策定、公表。市町村教委に通知。
- ・ 2017. 4. 28 文科省「教員勤務実態調査（2016年度）」速報値
- ・ 2017. 6. 22 文科省「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果（速報値）及び学校現場における業務改善に係る取組の徹底について（通知）」
- ・ 2017. 8. 29 文科省「学校における働き方改革に係る緊急提言」

ウ 6月関連調査より・・・要するに、「能力」「真面目さ」を欠く市町村教委や校長が存在するということ！

\* 「定時退校日を月に1回程度設け、教職員の定時退校を促し、正規に割り振られた勤務時間以外に従事した時間の縮減に向けて**注意を喚起した学校数**」が減少。

	2016.11	2017.6
小学校	<b>89.1%</b>	<b>84.8%</b>
中学校	<b>85.5</b>	<b>81.3</b>

\*\* 小学校において部活動を実施している学校数が増加！

・ 2016.11 **557校** → 2017.6 **585校** （28校増）

エ 6月は、11月と比較し「超勤」割合が高い。

某市教委「6月は、夏の県大会を前にして・・・」と、傍観(?)

オ 「休憩」分もカウントさせよ。(超勤時間に15時間プラスせよ。)

0. 75時間 (=45分) × 20日 (労働日数) = 15時間

◎「80時間超」の職員数が増加する市町村あり。  
◎県教委が、多忙化解消プランを発表する中、「縮減に向けて注意を喚起した学校数」が減少し、部活動を実施する小学校が増加するとは。  
⇒しかし、調査結果のみで、県教委の「対応」が、みられない!

2. 県教委は「指導」しているようだが、伝わっているか疑問。

①7月県教委定例会で審査

請願書「市町村立小中学校教職員の超勤状況改善にむけて県教委の更なる指導を求める請願」

・当該請願審査における、教職員課長の発言。

3月に策定した教員の多忙化解消プランでは、在校時間が月80時間を超える教員の割合を、平成31年度までに0にすることを目標に、各種取組を進めることとしており、教委の勤務実態を詳細に把握するため、小・中・高等学校各1校をモデル校として民間の業務改善コンサルタントを派遣し、教員へのヒアリングや業務の洗い出しを行うことにより、今後の業務改善の方策につなげていきたい。

小中学校教職員のサービス監督は市町村教育委員会であるが、県費負担教職員の任命権者あるいは研修権者として、また、多忙化解消プランを策定した立場として、市町村教育委員会とともに、学校現場の勤務環境の改善に向け取組、支援してまいりたい。

(下線=引用者)

②「指導」(例)

2017. 7. 4 尾張部都市教育長会議  
県教委 永井事務局次長あいさつ

①教員の多忙化解消プランの取組

- ・長時間労働是正に向けた在校時間管理の適正化
- ・業務改善に向けた学校マネジメントの推進
- ・部活動指導にかかわる負担の軽減
- ・業務改善と環境整備に向けた取組

2017. 10. 12 同上  
県教委 橋本生涯学習スポーツ監あいさつ

①「教員の多忙化解消プラン」の進捗状況

- ・協力校での取組の実証検証
- ・コンサルタントを派遣しヒアリングを実施
- ・・・

②教員育成指標策定等協議会について

- ・・・

県教委連絡事項 野村教育企画課長

①教員の多忙化解消について

- ・ 在校時間管理の適正化  
学校閉校日の設定
- ・ 業務改善に向けた学校マネジメントの推進
- ・ 部活動指導に関わる負担の軽減
- ・ . . .

\* 『愛知の教員育成』・「第6 育成指標に基づく研修体系」

「. . . 現行の研修体系の見直しを行うとともに、学校現場が直面している教育課題に、よりの確に対応できるよう、**教員研修計画を再構築**してまいります。」

⇒教員は、「研修」「研修」でますますの「多忙化」を危惧する。

教職員課人事企画Gは、「2月末から3月初めに計画を策定」としているが、教育企画課として、チェックしているか？

⇒「育成指標」（校長）の内容. . .この程度！

——マネジメント力／組織運営・人材活用

「○組織運営を適切に行うことにより、職場環境を適正に保ち、教職員の心身の健康に留意する」

『労働時間管理』『教職員のワークライフバランス』等々の研修は一切なし。

- 県教委による「指導」の事実は認める。しかし、超勤実態の理由を**徹底的に調査**し、改善しようという意思があるのか疑問。「伝えたからね」という姿勢では、改善に結びつかない。
- 校長の責任を厳しく問わない限り、「80時間超」を、2018年度＝半減  
2019年度＝0は、無理。現状に対する県教委の評価は？  
「虚偽の自己申告」で限りなく0に近づけても無意味。
- 労働時間の適正把握に関する『ガイドライン』を校長が認識しているか疑問。
- 機械的記録の即刻実施へ。
  - ・ 春日井市教委「2018年度より週休日等も機械的記録へ」（**予算0円**）
  - ・ 実施の意思があるか否かの問題。必ずしも、予算の問題ではない。「導入」をためらう、その真意は？
- フォローアップ会議のメンバーは、労基法、労安法、勤務時間条例・規則等の基本を認識しているか、テストをしてから選任すること。
- 市町村教委に対する指導を徹底し、対応の遅れている市町村教委名を公表すること。
- 労基法に定める休憩について、形式的に割り振りするだけで、**実質的に与えていない**校長を、即刻処分すること。超勤問題のスタートラインはここにあり！